様式３

平成30年7月31日

当初・変更

工事執行機関 41341 宮下土木事務所

入 札 (見 積) 執 行 調 書
入 札 (契 約) 結 果 書

年災		事項				契約	平成 30年 7月31日
工事番号	18-41341-0047	工 事 名	道路橋りょう整備（交付）工事（消雪補修）			着工	平成 30年 7月31日
入札執行年月日	平成30年7月25日		発注種別	13 消雪工事		完成	平成 30年12月14日
審 議 番 号	公所	000000	本庁				
路線・河川名	国道２５２号					予 定 価 格	
工事箇所 自	大沼郡金山町大字横田地内					10,291,320	
至							
工 事 概 要	揚水機械据付　　N＝２基						

業者コード 業 者 名	落 札 者 の 住 所 入 札 額 及 び 再 入 札 額		落札額（契約額）
100000076 日本地下水開発（株） 福島営業所	河沼郡会津坂下町大字宮古字天神４１－１		
	（1） 9,270,000 （3）	（2） （4）	10,011,600
	（1） （3）	（2） （4）	
	（1） （3）	（2） （4）	
	（1） （3）	（2） （4）	
	（1） （3）	（2） （4）	
	（1） （3）	（2） （4）	
	（1） （3）	（2） （4）	
	（1） （3）	（2） （4）	
	（1） （3）	（2） （4）	
	（1） （3）	（2） （4）	

※　上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
※　測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

様式第4号（第15条関係）

条件付一般競争入札参加資格確認等一覧表

（入札執行権者　福島県会津地方振興局長　）

（立会人職氏名　）

工事番号	18-41341-0047
工　事　名	道路橋りょう整備(交付)工事(消雪補修)

年月日										
	公　告	H30.7.6	落札者決定	H30.7.30	条件設定	地方審査委員会	H30.7.3	資格確認	地方審査委員会	ー
	開　札	H30.7.25				本庁審査委員会	ー		本庁審査委員会	ー

No.	入札参加者	入札参加資格の確認										落札候補者の順位	入札結果	備考
	商号、名称又は特定建設工事共同企業体	① 工事等請負有資格業者名簿に登録されている	② 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない	③ 入札参加資格停止期間中でない	④ 会社更生手続又は民事再生手続中でない	⑤ 有効な経営事項審査を受けている	⑥ 格付要件	⑦ 地域要件						
1	（100000076） 日本地下水開発㈱ 福島営業所	○	○	○	○	○	○	○				1	9,270,000	落札者
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

入　札　公　告

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第246条第1項の規定により公告する。

平成30年7月6日

福島県会津地方振興局長　佐久間　弘元

1　入札に付する事項

区分		■　新規	□　再度公告　　□　改めて公告（設計、条件等見直しあり） 前回公告　なし
工事番号		１８－４１３４１－００４７	
工事名		道路橋りょう整備（交付）工事（消雪補修）	
工事箇所		大沼郡金山町大字横田地内（国道252号）	
工事概要		揚水機械据付　Ｎ＝２基	
完成期限		工期１３７日間	
予定価格		契約締結後に公表する。	
項目		該当の有無	該当する場合の内容説明
最低制限価格		**該当**	・施行令第167条の10第2項に基づき最低制限価格を設定する工事である。
総合評価方式		該当なし	・価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。 ・落札候補者の決定方法及び総合評価の方法については、入札説明書による。 なお、当該入札では評価基準価格を設定する。
	低入札価格調査	該当なし	・施行令第167条の10の2第2項の規定に基づく低入札価格調査制度適用工事である。 ・調査基準価格を下回った入札を行った場合は、評価値が最も高い者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。また、低入札価格調査に協力すること。
	施工体制事前提出方式	該当なし	・福島県施工体制事前提出方式の適用工事である。 ・施工体制事前提出方式における失格基準、調査内容及び様式等については、入札説明書による。
電子入札		**該当**	・電子入札に参加するには、下記アドレスより事前登録が必要である。 ・電子入札システム（アドレス） http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-98.html
電子閲覧		**該当**	・電子閲覧システム（アドレス） http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html
現場代理人の常駐義務の緩和		**該当**	・落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付すことができる。
再資源化等		該当なし	・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
混合入札	復興ＪＶ以外	該当なし	・単体企業又は特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札である。
	復興ＪＶ	該当なし	・単体企業又は福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱附則第3項で規定する別に定めるものについて（平成23年12月28日付け23財第1971号通知(平成25年9月3日一部改正)）における特定建設工事共同企業体での参加を認める混合入札である。

2　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる条件及び入札説明書に掲げる条件をすべて満たしている者であること。

発注種別 格付等級	**消雪工事** **Ａ又はＢ**	・福島県平成29・30年度工事等請負有資格業者名簿の左の欄に表示した発注種別において、左の欄に表示された格付等級に登録されていること。
許可業種	**管工事業**	・建設業法（昭和24年法律第100号）の左の欄に表示した業種の許可を受けていること。

地域要件 **全国**	・県内とは、福島県内に本店を有する者であること。 ・隣接3管内（若松建設）とは、会津若松建設事務所管内、喜多方建設事務所管内、南会津建設事務所管内又は県中建設事務所管内（郡山市内に限る。）に本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。 ・隣接3管内（喜多方建設）とは、喜多方建設事務所管内、県北建設事務所管内、県中建設事務所管内（郡山市内に限る。）又は会津若松建設事務所管内に本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。 ・管内（若松建設）とは、会津若松建設事務所管内に本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。 ・管内（喜多方建設）とは、喜多方建設事務所管内に本店又は支店・営業所（※）を有する者であること。 ※　支店・営業所とは、県内に本店を有する者（県内業者）の支店・営業所であって福島県平成29・30年度工事等請負有資格業者名簿に記載された委任先をいう。
技術者の工事経験 必要なし	・左の欄に表示した工事経験（配置技術者としての経験）がある監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置できる者であること。（ただし、請負金額が3,500万円未満（建築一式工事の場合は7,000万円未満）になる場合は、専任を要しない。）工事経験とは、現在雇用関係にある企業以外での経験も含め、左の欄に表示した期間に元請（JVの場合は、出資割合が20%以上の構成員であって、共同施工方式ではなく、分担施工方式によるときは、分担した工事が左の欄に表示した工事に該当する場合に限る。また、受注工事は公共工事に限る（発注種別が建築工事、電気設備工事又は暖冷房衛生設備工事であるときを除く。）。 ・ここでいう公共工事とは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（実績当時のもの）で規定される公共工事の発注者、土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社、下水道公社、土地区画整理組合、市街地再開発組合、土地改良区、公立大学法人福島県立医科大学又は公立大学法人会津大学が発注する工事をいう。以下同じ。）の配置技術者として携わった経験をいい、この場合配置技術者としての経験とは、建設業法第26条第1項で規定する主任技術者又は同条第2項で規定する監理技術者としての経験をいう。 ・監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
企業の工事実績 必要なし	・元請として、左の欄に表示した期間に、左の欄に表示した工事実績があること。
企業の工事規模実績 必要なし	・元請として、左の欄に表示した期間に、１件当たりの請負金額が左の欄に表示した金額以上の施工実績（JVの場合は、出資比率に相当する額とする。）があること。 ただし、同一工事について、複数年度にわたって受注した場合は１件とみなす。
ＪＲ近接工事 該当なし	・該当する場合は、東日本旅客鉄道株式会社の「工事管理者」の資格を有する恒常的な雇用関係にある者を工事現場に配置できること。 　なお、「工事管理者」とは、東日本旅客鉄道株式会社が認定する「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者をいう。

3　入札参加手続等

本件入札においては、開札後に入札参加資格の審査を行うため、事前の入札参加申請手続等は要しない。（電子入札対象工事にあっては、電子入札システムにより開札を行うため、入札参加者は当該システムにて、必ず、入札参加の受付をすること。）

設計図書等の質問受付方法、入札書等の提出、落札候補者の公表及び入札結果の公表については、入札説明書による。

設計図書等の閲覧、入札執行などの期間や場所は次に示すとおりとする。

項目	期間又は期日	場所等
設計図書等の閲覧等	平成30年7月6日(金)　～ 平成30年7月24日(火)	電子閲覧システム（アドレス） http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01115c/nyusatsu-96.html 電子閲覧システムの利用時間は、午前９時から午後１０時まで（（福島県の休日を定める条例(平成元年福島県条例第７号）第１条第１項に規定する県の休日を除く。）です。
設計図書等の質問	平成30年7月6日(金)　～ 平成30年7月11日(水)	大沼郡三島町大字宮下字水尻１１０８番地 福島県宮下土木事務所　総務課 電話番号　　０２４１－５２－２３１１ ファクシミリ　０２４１－５２－２５３２ 電子メール　　miyashita.doboku@pref.fukushima.lg.jp
質問の回答予定	平成30年7月17日(火)	福島県会津地方振興局出納室ホームページ **※入札書等の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。**
入札参加受付（電子入札）	平成30年7月18日(水) 午前９時００分 ～ 平成30年7月19日(木) 午後５時００分	電子入札システムの利用時間は、午前９時から午後５時まで（福島県の休日を定める条例（平成元年福島県条例第７号）第１条第１項に規定する県の休日を除く。）となります。 なお、総合評価方式に該当する場合、技術提案書は、入札参加受付の際に添付ファイルとして提出してください。
入札書等の提出（電子入札）	平成30年7月24日(火) 午前９時００分～午後５時００分	
開札（電子入札）	平成30年7月25日(水) 午後１時３０分	開札は公開とする。 会津若松市追手町７番５号 福島県会津若松合同庁舎　　本館３階地域連携室
落札者の決定予定日	平成30年7月30日(月)	

4　入札参加資格要件の審査に関する事項

落札候補者が決定した場合は、開札後速やかに当該落札候補者に電話等確実な方法により通知する。なお、落札候補者の入札参加資格要件の審査、落札者の決定及び入札参加不適格の通知については、入札説明書による。

5　入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6　入札の無効

２の入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び福島県工事等競争入札心得等において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7　その他

その他詳細は、入札説明書による。また、不明な点は次に示すところに照会すること。

問い合わせ先

福島県会津地方振興局出納室

電話番号　　０２４２－２９－５４７２

ファクシミリ　０２４２－２９－５４９９

電子メール　　aizu.suito@pref.fukushima.lg.jp

提出する書類一覧表

提　出　書　類	入札参加受付時	入札書等提出時
任意のファイル	○（注１）	
入札書		システムに入力
見積内訳書		○（注２）
見積内訳総括表 （低入札価格調査事務処理要領様式第６号）		

※　電子入札における留意点

（注１）　入札参加受付時に、システムの仕様上、添付資料の提出が必須となりますので、任意のファイル（内容は問いません。）を資料として添付してください。

（注２）　添付するファイル（任意のファイルを添付する場合を除く。）を間違えた場合、入札を無効とすることがありますので注意してください。

本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準（福島県土木部）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

営　繕　費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

○この工事は、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行要領」（技術管理課HP:

http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/sinsai-fukkou-sekisan.html

参照）を適用し積算している工事である。

○この工事は、「週休２日確保モデル工事試行要領」（技術管理課HP：

http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/shuukyuufutuka.html

参照）を適用する工事である。